

国保だより

No. 49
平成15年 8月

【国保に関するお問い合わせ先】
住民課 国保年金係
62-9111
9111

国保の異動届は14日以内に

《国民健康保険》

高齢受給者証の更新について

70歳以上の方（老人保健加入者を除く）の高齢受給者証が新しくなります。

8月からは、平成14年中の所得に応じて自己負担割合（1割・2割）を算定します。2割負担となる方の基準は次のとおりです。

■2割負担

70歳以上の方の課税所得が124万円以上の方とその世帯に属する高齢受給者。

※2割負担の方で、年収が夫婦二人世帯などで637万円未満・単身世帯で450万円未満の方は、申請されると「1割負担」になります。申請が必要になりますので該当される方は必ず申請してください。

入院時の食事療養費軽減制度認定（更新）手続き

国保加入者が病院等に入院した場合、入院時の食事は食事負担金として支払いますが、この本人負担額を軽減する制度があります。この制度の該当となるのは、住民税が非課税世帯となっている人です。該当される方で入院をされる場合は事前に国保年金係へ認定の申請をしてください。

さい。すでに申請されている方も8月から新たに申請が必要になりますのでご注意ください。

《老人保健》

医療受給者証の更新について

老人保健の負担割合も国保の高齢者と同様に、8月から14年中の所得に応じて変更になります。

自己負担割合が変更になる方に新しい老人保健医療受給者証を送付いたしますので、送付された方は新しい受給者証で診療を受けてください。負担割合の基準は国保の高齢者と同様です。2割負担の方で収入により2割から1割に変更になる方は必ず申請をしてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証（更新）手続き

住民税非課税世帯に属する方は、申請により、「限度額認定証」をお渡しします。入院の際はこの認定証をお出したいただくと入院時の限度額、食事代が減額されます。入院されている（予定）方は申請してください。すでに認定証をお持ちの方も8月から新たに申請が必要になりますのでご注意ください。

我が家は健康家族（健康標語）

健康ガイド

受けよう検診 今度又では手後れよ

細川愛子さん（原の茶屋）

8月の （8月11日～9月10日） 保健日程

◆健康診査・予防接種

事業名	対象	期日	受付	会場
4カ月児健診	平成15年4月生まれの人	8月25日(月)	午後1:10(集合)	保健センター
7カ月児健診	平成15年1月生まれの人	9月5日(金)	午後1:10(集合)	
10カ月児健診	平成14年10月生まれの人	9月5日(金)	午後1:45(集合)	
1歳6カ月健診	平成14年1月～2月生れの人	8月19日(火)	午後1:10(集合)	
3種混合予防接種	I期①②③回平成14年12月迄に生まれた人	9月3日(水)	午後1:15～1:45	

◆相談・教室

事業名	対象	期日	時間(受付)	会場
母親学級	妊婦とその家族	8月20日(水)	午後1:10～1:20	保健センター
		8月28日(木)	午後1:10～1:20	
乳幼児相談	乳幼児	8月19日(火)	午前9:30～10:30	
母乳相談	(要予約)	8月25日(月)	午後1:00～2:30	
おやこふれあいのひろば	未就園のこどもとその親	9月10日(水)	午前9:30～9:45	富士見公園 (雨天:原の茶屋集落センター)

【お問い合わせ先】
保健福祉課保健予防係
電話 62-9134
有線 9134